

函南町農業委員会農業委員及び農地利用最適化推進委員 募集案内

函南町では、農地法に基づく許認可のほか、農地等の利用の最適化を促進するため、函南町農業委員会における農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

農業委員

1 農業委員について

- (1) 活動内容 ア 農地の転用等に係る許認可
イ 農地・農業経営等に係る証明
ウ 農地等の利用の最適化の推進
① 担い手への農地利用の集積・集約化
② 耕作放棄地の発生防止・解消
③ 新規参入の促進
- (2) 募集人員 若干名
- (3) 任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで
- (4) 従事日数 月3日程度
- (5) 報 酬 月額18,000円
- (6) 身 分 特別職の非常勤職員

2 募集方法について

個人による応募

3 応募資格について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

※ ただし、次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(3) 函南町暴力団排除条例第2条に規定する者又はこれらと密接な関係を有する者

4 受付期間及び手続きについて

募集案内及び応募用紙は、函南町ホームページ、函南町役場2階産業振興課窓口に備えてあります。

- (1) 受付期間 令和8年2月2日（月）午前8時30分から令和8年3月16日（月）午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日は除きます。）

(2) 提出書類 函南町農業委員会農業委員候補者応募用紙

ア 書類は受付期間に、下記提出先へ直接持参又は郵送（必着）で提出してください。

イ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

【提出先】〒419-0192 田方郡函南町平井 717-13

函南町役場産業振興課（函南町農業委員会事務局）

（持参の場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出をお願いします。）

5 選考方法について

書類選考

※必要に応じて面接を実施する場合があります。

6 選考結果の通知について

令和8年6月下旬までに応募者全員に文書で通知します。

7 その他

受付期間中と受付期間終了後にホームページで下記について公開します。

- (1) 応募する者の「氏名」「職業」「年齢」「性別」「経歴」及び「農業経営の状況」
- (2) 応募の理由
- (3) 応募する者が農業委員に応募しているか
- (4) 「応募した者の数」

農地利用最適化推進委員

1 農地利用最適化推進委員について

- (1) 活動内容
 - ア 担い手への農地利用の集積・集約化
 - イ 耕作放棄地の発生防止・解消
 - ウ 新規参入の促進
- (2) 募集人員 若干名（別表 農業委員会が定める区域表）
- (3) 任期 農業委員会から委嘱された日から令和11年7月19日まで
- (4) 従事日数 月3日程度
- (5) 報酬 月額18,000円
- (6) 身分 特別職の非常勤職員

2 募集方法について

個人による応募

3 応募資格について

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

※ 「農地等の利用の最適化の推進」とは、以下の成果を上げるために出し手農家を訪問して農地中間管理機構への貸付けを促すなどの掘り起しや担い手とのマッチングのための話し合いなどの活動を行うことです。(農業委員会法第6条第2項)

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約化
- (2) 耕作放棄地の発生防止・解消
- (3) 新規参入の促進

※ ただし、次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 函南町暴力団排除条例第2条に規定する者又はこれらと密接な関係を有する者

4 受付期間及び手続きについて

募集案内及び応募用紙は、函南町ホームページ、函南町役場2階産業振興課窓口に備えてあります。

- (1) 受付期間 令和8年2月2日（月）午前8時30分から令和8年3月16日（月）午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日は除きます。）
- (2) 提出書類 函南町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者応募用紙
 - ア 書類は上記受付期間に、下記提出先へ直接持参又は郵送（必着）で提出してください。
 - イ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

【提出先】〒419-0192 田方郡函南町平井717-13 函南町役場産業振興課
(持参の場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出をお願いします。)

5 選考方法について

書類選考

※必要に応じて面接を実施する場合があります。

6 選考結果の通知について

令和8年6月下旬までに応募者全員に文書で通知します。

7 その他

受付期間中と受付期間終了後にホームページで下記について公開します。

- (1) 応募する者の「氏名」「職業」「年齢」「性別」「経歴」及び「農業経営の状況」

- (2) 応募の理由
- (3) 応募する者が農業委員に応募しているか
- (4) 「応募した者の数」
(※農業委員会等に関する法律施行規則 第12条、第13条)

問い合わせ先
〒419-0192
田方郡函南町平井 717-13
函南町役場 2階 産業振興課内 農業委員会事務局
電話 055-979-8113 FAX 055-978-3027
メール sangyo@town.kannami.shizuoka.jp

別表

農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定により農業委員会が定める区域

区域名	担当する区域の地区名
山間地域	丹那、畠、軽井沢、田代、桑原、大竹、奴田場、鬱之沢、細沢、六本松
丘陵地域	柏谷、畠毛、平井、上沢
平坦地域	仁田、大土肥、間宮、塚本、肥田、日守、新田、八ツ溝